

16 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会



1 基本情報

所在地	大崎市古川旭5丁目7-20			出資等の状況	第1位	千円 ()
代表者	会長 高階 憲之	設立	昭和46年3月25日		第2位	千円 ()
電話	0229-23-0021	ファックス	0229-23-0388		第3位	千円 ()
団体分類	自立支援団体	県主務課	保健福祉部 精神保健推進室		第4位	千円 ()
県出資額・割合	- 千円 ()	ホームページ	http://mseihofu.org/		第5位	千円 ()
設立目的 (定款等)	精神保健福祉の推進に関する事業を行い、県民の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。				その他	千円 ()
					出資等総額	0 千円

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
事業1	心のケアセンター事業	292,032 (99.5%)	208,494 (99.1%)	176,838 (98.8%)	東日本大震災の被災者及び支援者の心のケアに関する活動(普及啓発、地域住民支援、支援者支援)
事業2	精神保健の向上等に関する事業	1,216 (0.4%)	1,729 (0.8%)	1,765 (1.0%)	知識の普及啓発、調査研究、予防対策、機関誌・広報誌の発行、地域講演会の実施
事業3	精神障害者相談支援体制強化事業	244 (0.1%)	275 (0.1%)	337 (0.2%)	市町村に対するアドバイザー・講師の派遣、研修会の実施、宮城県障害者自立支援協議会における助言・指導
その他の事業		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
全体事業費		293,492	210,498	178,940	指定管理者

3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
精神保健福祉の向上と精神障害者の社会復帰の促進を図る一翼を担うとともに、県の「令和3年度以降の宮城県心のケア取組方針」を踏まえ策定した「みやぎ心のケアセンター運営計画(令和3年度～令和7年度)」及び各年度事業計画に基づき、東日本大震災により心理的影響を受けた県民が、安心して生活できるように支援事業を実施する。	宮城県障害福祉計画(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)及び第7次宮城県地域医療計画で掲げる精神障害者の地域生活への移行の推進に資するほか、新・宮城の将来ビジョンにおける被災者の心のケア対策の基幹としての活動が期待される。

4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	機関誌・広報誌の発行(500部・1300部)、地域講演会開催(2回)、精神障害者相談支援(アドバイザー・講師派遣7回)を行ったほか、心のケアセンター事業として、地域住民支援(相談2,716件等)、支援者支援(指導・助言等299回)、普及啓発(研修会等38回、広報153回等)を実施し、県民の心のケア支援を推進した。	市町や県機関と連携した地域講演会を開催し、精神保健福祉に係る普及啓発や、アドバイザー・講師の派遣などを通じて、市町の相談支援の資質向上を図るなど、精神障害者の地域移行への取組を推進している。また、みやぎ心のケアセンターを運営し、被災者や支援者の支援など、本県における心のケア支援の拠点として積極的に活動している。	A
ロ 組織運営の健全性 ※1	基幹センターに経理職を採用し、地域センターに担当職員を配置し、内部統制に努めるとともに、内部規程等の制定・改正は、課長以上会議で説明後、全職員に通知した。また、全職員参加の職員会議(研修会)においてコンプライアンスに対する意識の向上を図った。	経理事務等における内部牽制の取組や職員のコンプライアンスに対する意識向上の取組を積極的に行っており、良好な組織運営であると認められる。本県が依頼する提出資料等についても、迅速に対応し、説明・提出を行っている。引き続き組織運営の維持・強化が図られるよう助言等を行う。	
ハ 財務の健全性 ※1	「事業2」については、会費収入等を財源としており、事業実施にあたっては、新規会員の加入を募るなど、会員数の拡大及び会費収入の増加を図り、自主財源の確保を図る必要がある。	将来的に安定した活動を行うためには、自主財源の確保が必要であることから、引き続き新規会員の加入促進などの積極的な働きかけが必要である。	
総合評価・今後の方向性と課題	「みやぎ心のケアセンター第2次運営計画」において令和3年度以降の組織のあり方及び事業の方向性が決まったが、引き続き、公益法人として組織運営及び財務の健全性を確保しながら、事業を実施していく。	今後も震災後の活動を活かし、関係機関と連携した総合的な心のケア対策の実施が期待されるため、安定した法人運営が行えるよう人材育成や自主財源の確保に向けた取組が必要であり、引き続き連携しながら助言等を行っていく。また、心のケアセンター活動終了を見据え、地域精神保健福祉活動に移行していく必要があることから、保健所、市町等の支援者支援の強化も期待する。	総合評価 A

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位：千円）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
貸借対照表	資産合計	51,507	37,682	35,511	△ 2,171
	流動資産	28,015	17,402	16,762	△ 640
	固定資産	23,492	20,280	18,749	△ 1,531
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	28,015	17,402	16,762	△ 640
	流動負債	28,015	17,402	16,762	△ 640
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	23,492	20,280	18,749	△ 1,531
	指定正味財産	19,806	17,796	17,046	△ 750
一般正味財産	3,686	2,484	1,703	△ 781	
正味財産増減計算書	経常収益	294,397	210,667	179,499	△ 31,168
	うち事業収益	0	0	0	0
	経常費用	294,858	211,869	180,280	△ 31,589
	うち管理費	1,366	1,372	1,340	△ 32
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 461	△ 1,202	△ 781	421
	当期経常増減額	△ 461	△ 1,202	△ 781	421
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 461	△ 1,202	△ 781	421
当期指定正味財産増減額	△ 1,082	△ 2,010	△ 750	1,260	
当期正味財産増減額	△ 1,543	△ 3,212	△ 1,531	1,681	
県の財政的関与	補助金	249,580	205,860	176,048	△ 29,812
	委託金 ※2	41,651	502	570	68
	負担金	5	125	125	0
	補助金等合計	291,236	206,487	176,743	△ 29,744
	総収入 ※3	293,315	208,657	178,749	△ 29,908
	総収入に対する補助金等割合	99.3%	99.0%	98.9%	
	単年度貸付額	0	0		0
	年度末貸付金残高	0	0		0
	損失補償(債務保証)残高	0	0		0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	45.6%	53.8%	52.8%	-1.0%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-0.2%	-0.6%	-0.4%	0.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.5%	0.7%	0.7%	0.0%

7 組織・従業員の状況

(人)

役職員の人数		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (6月末現在)	令和4年度における 常勤役職員の状況		
役員	常勤(うち県退職者)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員		
	非常勤(うち県退職者)	15 (5)	14 (5)	14 (5)	平均年齢(歳)	—	
職員	常勤職員(※4)	32	26	25	平均年収 (千円)	—	
	プロパー職員	24	20	19	常勤職員(プロパー)		
	県退職者	7	5	5	平均年齢(歳)	51.7	
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開	
	その他の派遣職員	1	1	1			
	上記以外の職員(※5)	6	4	4			
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %
					不足数	—	

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

16 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	1	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	1	1
			②登用していない。	0	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	1	1
			②行っていない。	0	
DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0		
	②設置又は配置していない。	0			
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	1	1
			②8項目未満整備	0	
			就業規則	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	□	
			決裁規程	■	
			給与規程	■	
			退職手当規程	■	
			施設等管理規程	■	
			業務継続計画（BCP）	□	
			実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	
②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	1				
③公認会計士・税理士による関与はない。	0				
組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	1	0		
	②整備していない。	0			
内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体	①下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2		

No.	項目	評価内容	評価
3	ホームページにおける公開状況	②下記のうち、6項目未満（会社法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1
		③ホームページで公開していない。	0
		定款（寄附行為）	■
		役員等名簿	□
		事業計画書	■
		収支予算書	■
		事業（営業）報告書	■
		収支計算書	■
		貸借対照表	■
		損益計算書（正味財産増減計算書）	■
		財産目録	■
		キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□
		役員の報酬・退職金に関する規定	□
		コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。
②1～2項目実施している。	1		
③実施していない。	0		
○コンプライアンスに関する規程を整備している。	■		
○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	■		
○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■		
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□		
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	■		
合計（12点満点）			9

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
<p>基幹センターに経理職を採用し、地域センターに担当職員を配置し、内部統制に努めるとともに、内部規程等の制定・改正は、課長以上会議で説明後、全職員に通知した。また、全職員参加の職員会議（研修会）においてコンプライアンスに対する意識の向上を図った。</p>	<p>経理事務等における内部牽制の取組や職員のコンプライアンスに対する意識向上の取組を積極的に行っており、良好な組織運営であると認められる。本県が依頼する提出資料等についても、迅速に対応し、説明・提出を行っている。引き続き組織運営の維持・強化が図られるよう助言等を行う。</p>	A

＜参考指標＞

合計点が
 9～12点の場合：A（概ね良好）
 6～8点の場合：B（改善の余地あり）
 3～5点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	① 3期連続黒字（増加）	3	0	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加）	3	0	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	① 当期 ≥ 0 （累積欠損金なし）	2	2	
		② 当期 < 0 （累積欠損金あり）	0		
	2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産） \div 資産合計 $\times 100$	① 当期 $\geq 30\%$	2	2
			② 当期 $< 30\%$	0	
借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金） \div 資産合計 $\times 100$		① 当期 \leq 正味財産（自己資本）比率、借入金なし	1	1	
		② 当期 $>$ 正味財産（自己資本）比率	0		
十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産 \div 流動負債 $\times 100$		① 当期 $\geq 100\%$	1	1	
		② 当期 $< 100\%$	0		
合計（12点満点）				6	

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
「事業2」については、会費収入等を財源としており、事業実施にあたっては、新規会員の加入を募るなど、会員数の拡大及び会費収入の増加を図り、自主財源の確保を図る必要がある。	将来的に安定した活動を行うためには、自主財源の確保が必要であることから、引き続き新規会員の加入促進などの積極的な働きかけが必要である。	B

＜参考指標＞
合計点が 10～12点の場合：A（概ね良好） 6～9点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）